

3 資産管理事務

(2) 行政財産借入手続きの不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 食の安全推進課	<p>1 羽曳野食肉衛生検査所は、羽曳野市から行政財産の使用許可を受けており、毎年度使用料を支払っている。使用料の支出に当たり、支出起案に積算根拠資料が添付されておらず、積算根拠を確認しないまま決裁処理が行われていた。</p> <p>使用料（平成 24 年度）：1,697,000 円／年 うち 建物 : 1,553,000 円／年 うち 駐車場 : 144,000 円／年</p> <p>2 当該行政財産のうち駐車場部分の使用料について、過去 5 年間の使用料の支出額及び規定の改正状況は以下のとおりである。 平成 20 年度の駐車場年間使用料：144,000 円 20 年 9 月 羽曳野市行政財産使用料条例施行規則の改正（同年 10 月 1 日同施行）により、駐車場使用料の上限 120,000 円が新設 ・ 21 年度から 25 年度の駐車場年間使用料： 144,000 円</p>	<p>府は平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間で、120,000 円（24,000 円×5 年）を過払していたと考えられることから、使用料の額について、市側と協議し、速やかに是正されたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 第 40 条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、（中略）支出の命令をしなければならない。</p>	<p>当該使用料の額について羽曳野市と協議し、平成 25 年 9 月 10 日付で、平成 21 年 4 月に遡って年額 1,673,000 円とする変更決定を受けた。平成 25 年 9 月 19 日に過払い分 120,000 円（24,000 円×5 年）の返還請求を行い、10 月 11 日に全額収納した。</p> <p>今後は行政財産借入れ手続きに当たっては、使用料の積算根拠を確認し、適正な事務執行に努める。</p>